

多度山美泉と田跡河の瀧

— 天平十二年聖武行幸時の萬葉詠から —

廣岡義隆

【キーワード】

内舍人大伴東人・大伴家持・笠朝臣麻呂・藤原麻呂・養老改元

【要旨】

『萬葉集』巻第六に載る天平十二年（七四〇）の聖武天皇関東行幸時における一連の萬葉歌を考察する一環として、美濃国多芸行宮での大伴東人の詠歌（6・1034）と大伴家持の詠歌（6・1035）を考察する。

詠歌の場である「多芸」の地は、聖武天皇以前に、元正天皇による美濃国行幸があり、元号が「養老」と改元されている。この元正天皇による「多度山美泉」に関わる歴史事象についてまず考察する。

ついで、大伴東人や大伴家持における詠歌は、かつての「多度山美泉」を詠みこむのではなくて「田跡河の瀧」「瀧の瀬」を詠歌対象にしている。この「田跡河の瀧」「瀧の瀬」を歌に詠みこむということの意味を考察する。右の考究に関連して、行幸における宴の持たれ方についても、考察することとなる。

一、はじめに

『萬葉集』巻六に載る天平十二年（七四〇）の聖武天皇関東行幸時の萬葉詠をこれまで見て来た^①。今回は、この中の「多藝行宮^②」での詠歌に

焦点を当て、そこから何が見えて来るのかを考察したい。一連の歌群をまず掲げる。

十二年庚辰

冬十月 依大宰少貳 藤原朝臣廣嗣 謀反發軍 幸于伊勢國之時

河口行宮 内舍人大伴宿祢家持 作歌一首

河口之野邊尔廬而夜乃歷者妹之手本師所念鴨 (6・1029)

天皇御製歌一首

妹尔戀吾乃松原見渡者潮干乃滷尔多頭鳴渡 (6・1030)

右一首今案 吾松原在三重郡 相去河口行宮遠矣 若疑御

在朝明行宮之時 所製御歌 傳者誤之歟

丹比屋主真人歌一首

後尔之人乎思久四泥能埒木綿取之泥而好住跡其念 (6・1031)

右案 此歌者不有此行之作乎 所以然言 勅大夫從河口行

宮還京 勿令從駕焉 何有詠思泥埒作歌哉

狭殘行宮 大伴宿祢家持 作歌二首

天皇之行幸之隨吾妹子之手枕不卷月曾歷去家留 (6・1032)

御食國志麻乃海部有之真熊野之小舩尔乘而奥部榜所見

(6・1033)

美濃國多藝行宮 大伴宿祢東人 作歌一首

從古人之言來流老人之變若云水曾名尔負瀧之瀨 (6・一〇三四)

大伴宿祢家持 作歌一首

田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上尔 (6・一〇三五)

不破行宮 大伴宿祢家持 作歌一首

關無者還尔谷藻打行而妹之手枕卷手宿益乎 (6・一〇三六)

二、当該歌について

当稿で考察する「多藝行宮」での二首（6・一〇三四～一〇三五）を今一度掲げ、この中の「大伴宿祢東人」(a)、「人之言來流」(b)、「宮仕」(c)の三項について、留意すべきことを確認しておきたい。

美濃國多藝行宮 大伴宿祢東人作歌一首

從古人之言來流老人之變若云水曾名尔負瀧之瀨 (6・一〇三四)

大伴宿祢家持作歌一首

田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上尔 (6・一〇三五)

二 a 大伴宿祢東人について

大伴宿祢東人は生没年未詳の官人である。大伴の一員には違いないが、詳細は不明である。『萬葉集』で確認できる歌は、右の歌一首だけである（時に七四〇年）。この後、天平寶字二年（七五八）八月朔（一）に、正六位上より従五位下に昇叙（淳仁即位に関わる叙位）。ついで、天平寶字五年（七六一）十月朔（一）に、武部少輔に着任。武部少輔とは、兵部少輔のこと、藤原仲麻呂による一連の官名改称による呼称である。天平寶字七年（七六三）正月壬子（9）に少納言となり、寶龜元年（七七〇）六月甲午（3）に散位助の有閑にあり、寶龜元年（七七〇）八月辛亥（22）に周

防守、寶龜五年（七七四）三月甲辰（5）に彈正弼になるといった経歴であり、いずれもこの行幸より後の事跡である。この行幸時は、諸注に言及がないが、恐らく大伴家持と同様に、内舍人九十人の一員として随行していたものであろうと推測される。随行総数は『続日本紀』によると「徵發騎兵」だけで「惣四百人」（天平十二年十月丙子（23）条）とあり、養老令の「宮衛令」6（「車駕出行条」、13（「鹵簿条」、26（「車駕出入条」）等々に関連規定があり（日本思想大系本『律令』）、この26（「車駕出入条」）に関する「古記」には、その随行部署について「隼人司。衛門府。次左衛士府。次圖書寮。」（『令集解』卷廿四、車駕出入条）とあって、そういった職掌の者が従駕していたことがわかる。高松寿夫氏はこの『古記』や『延喜式』関連諸条を引きつつ具体的な巡幸鹵簿の様相を描き出している。こういう隊列実態を考える時、大伴東人の従駕職掌について狭く内舍人であると限定することはないと考えられる。しかしながら、右に掲出した歌（6・一〇三四～一〇三五）は小規模な宴の席で製作されたものに違なく、それは同じ内舍人同士によるささやかな席での詠作と考えられるところから、やはり大伴東人も内舍人として従駕していたものであろうと推測するものであり、これは当稿の論点に深く関わって来ることとなる。

二 b 「人之言來流」の訓について

大伴東人の歌（6・一〇三四）の第二句「人之言來流」の読みについて、確認しておきたい。この「來流」について、「クル」と「ケル」の訓がある。この双方の訓が可能であるが、「來流」を「クル」と読むのは理解しやすいことであるのでその説明は省き、まずは「ケル」と読むことについて、見ておく。

「來流」を「ケル」と読むのは、*kaeru*（來一有る）における母音結

合によって、kenとなるものである。こうした場合、rの結合は甲類母音eとなり、eの結合においては乙類母音eとなる。よって「来流」における「ケル」は、「ケ甲ル」ということになる。助動詞「ケリ」の甲乙類も「ケ甲ル」であり、その音価は一致しており、「来流」を助動詞「ケル」の借訓とすることは何の支障もなく、『萬葉集』中には少なくともというよりも数多い「来」字の借訓事例がある（中には、13・三三一―番歌第五句の「猶来々」の例もある。上の「来」が力変、下の「来」〈々〉は借訓助動詞「ケリ」の例であり、「なほしきにけり」などと訓んでいる。また、8・一八四六―一八四九番歌の第五句「目生来鴨」「毛延尔家留可聞」の対応事例もある）。

さて、当該歌の注釈書は「イヒケル」の読み等に等しなみに靡いている感があり、「イヒクル」としているのは、『全釈』・新村『総釈』・金子『評釈』・佐佐木『評釈』・中西『全訳注』程度である。しかしながら、この歌においては「ける」の過去形で詠嘆していると見るよりも、今言い伝えて来ていると現在形で理解するのが良いと考える。この解釈により、私は力変動詞による「イヒクル」の読みを採る。即ち、「来」字を借訓と見るのではなく、正訓字で理解するものである。同様の理解による『萬葉集』中の代表例に、「…至今 不絶言来」（9・一八〇七、高橋虫麻呂）がある。また「来有人哉誰」（12・三二二五、作者未詳）は次歌（12・三二二六、作者未詳）の「所沾乍焉来」（「来」は「こし」とも）の「来」と対応しているという例がある（これらの事例についても「ケル」と訓む説がある）。

二 c 「官仕」「官仕」について

次に大伴家持の歌（6・一〇三五）の第四句「官仕兼」の本文について、確認しておきたい。この箇所本文は、「官仕」と認定するテキスト

ト類と「官仕」と認定するテキスト類とが拮抗している現状である。この箇所の古写本状況を掲げると次のようになっている。

官仕……元・類・古・細・廣
官仕……紀・西・温・矢・京・宮

細井本の巻四く巻六は他巻とは異なって次点本系古写本に属しており、「官仕」は次点本系諸本の用字である。ただし、次点本系古写本の中では紀州本の本文が「官仕」になっていて異例である。一方、新点本系古写本は「官仕」になっており、この箇所の本文「官仕」「官仕」は、次点本系と新点本系の本文対立ということになる。近代の諸注の本文採択状況を一覧すると次のようになっていく。

官仕……全註釈・増訂全註釈・大系・全集・新全集・新大系・全歌講義

官仕……全釈・新村総釈・金子評釈・窪田評釈・私注・注釈・中西全訳注・吉井全注・釈注・和歌大系・全解

次点本系本文と新点本系本文とが対立する時には、古い本文の次点本系を採用するのが原則である。しかしながら、「官仕」という漢語は、中国文献にその用例が無いわけではないが、官職につくとか、公に仕えるという意味であって、「官仕」とは用法が異なる。「官仕」とは、大宮人として出仕し勤務することを意味する語である。こは、この語の意味から、『萬葉集注釈』が「官」に誤る」と簡単に位置付けた結論に結局は落ち着くこととなる。この考えにより、当稿は「官仕」を本文とする。

三、元正天皇の美濃行幸と「多度山美泉」

元正天皇の美濃国行幸は著名な事項ではあるが、『続日本紀』（以下の引用は蓬左文庫本による。ただし、一部校定した箇所がある）によってその記事をまずは確認しておこう。養老元年（靈龜三年、七一七）九月条には、簡潔な記事があるのみである（以下の引用は略記である）。

○丁未、天皇行幸美濃國。（養老元年〈靈龜三年〉九月丁未〈11〉条）
 ○戊申、行至近江國、觀望淡海。山陰道伯耆以來、山陽道備後以來、南海道讚岐已來、諸國司等詣行在所、奏土風歌儺。¹¹⁾

○甲寅、至美濃國。…中略…諸國司等、詣行在所、奏風俗之雜¹²⁾伎。
 ○丙辰、幸當耆郡、覽多度山美泉。賜從駕五位已上物各有差。
 ○甲子、車駕還宮。

（養老元年〈靈龜三年〉九月丙辰〈20〉条）
 （養老元年〈靈龜三年〉九月甲寅〈18〉条）
 （養老元年〈靈龜三年〉九月甲子〈28〉条）
 この一ヶ月半後の記事として載る「改元の勅」は詳しい。これにより、靈龜三年は養老元年（七一七）と改元されることとなった。

○癸丑、天皇臨軒詔曰、「朕以今年九月、到美濃國不破行宮、留連數日。因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑。亦洗痛處、無不除愈。在朕之躬、甚有其驗。又就而飲浴之者、或白髮反黑、或頰髮更生、或闇目如明。自餘痼疾、咸皆平愈。昔聞、後漢光武時醴泉出。飲之者痼疾皆愈。符瑞書曰、醴泉者美泉、可以養老、蓋水之精也。寔惟、美泉即合大瑞。朕雖庸虛、何遑天貺。可大赦天下、改靈龜三年、為養老元年。…下略…」

（養老元年〈靈龜三年〉十一月癸丑〈17〉条）

○癸丑、授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上、介正六位下藤原朝臣麻呂從五位下。
 （養老元年〈靈龜三年〉十一月癸丑〈17〉条）

右の記事を見ると、元正天皇の行幸目的地は「多度山美泉」（九月二十日条／十一月十七日条）であり、萬葉歌に見られる「田跡河之瀧」とは異なっていることが注意される。元正天皇によるこの「改元の勅」は、『続日本紀』に「臨軒」とあって、常の詔勅とは異なって、突然の口勅であったと理解出来る。口頭言語による勅命を、後に官人が文章化したものであると覚しく（但し、『後漢書』や『符瑞書』については手控が用意されていたものであろう）、「多度山美泉」は文章上の緩からそのように記述されたというものではなくて、元正天皇の口から「美泉」の語が発せられたものであると見てよい。

その年の歳末には次の記事がある。
 ○丁亥、令美濃國、立春曉挹醴泉、而貢於京都。為醴酒也。
 （養老元年十二月丁亥〈22〉条）

かくして、立春若水奉獻は行事化して行く。
 翌年二月には、またしても元正天皇の美濃行幸がある。『続日本紀』の記事はやはり簡潔で以下の次第である。

○二月壬申、行幸美濃國醴泉。
 （養老二年二月壬申〈7〉条）
 ○三月戊戌、車駕自美濃至。
 （養老二年三月戊戌〈3〉条）

簡潔ではあるが、行幸期間が約一ヶ月に及んでいる。前年の行幸日程を参照すると、その道程としての日数は、余裕を見込んでの片道日数が十日程度であり、多度の現地に十日前後滞在されたということになる。

四、田跡河の瀧

以下、該当萬葉歌について見てゆきたい。

美濃國多藝行宮 大伴宿祢東人 作歌一首

從古人之言來流老人之變若云水曾名尔負瀧之瀨

(6・10三四、大伴東人)

(古ゆ人の言ひ来る老い人の變若つと云ふ水そ名に負ふ瀧の瀨)

歌に「古ゆ人の言ひ来る」とある。この「古」とは、聖武天皇関東行幸の天平十二年(七四〇)から見て、二十三年前のこととなる元正上皇の靈龜三年(養老元年、七一七)の美濃行幸時をさす。この天平十二年時に、元正上皇は六十一歳で健在である。「昔」とか「古」という場合、二十年前や十数年前の事例があり、『萬葉集』において、何らおかしな表現ではない。この「古」とは、元正上皇の美濃行幸の時をさしているものと見て良い。このことは何よりも次歌の「古ゆ宮仕けむ」(家持)によって明らかである。

さて、大伴東人は「養老」と改元までされた「老い人の變若つと云ふ水」(「變若つと云ふ水」は「若かえるといふ水」の意)について、「名に負ふ瀧の瀨」と表現している。当時における「瀧」とは、激流を意味するものであり、落下する瀑布をさすものではない。この大伴東人の歌を承けた大伴家持の歌も「田跡河の瀧」と表現しており、まさに「田跡河」そのものを詠歌対象としている。東人の歌においても、「瀧の瀨」と「瀨」の語を伴っていることで、このことは確認できる。

「名に負ふ」とは著名な、喧伝されたという意味をも有するが、元來は「名として持っている」ということであり、現地の地名タギをさしての語である。

・「當耆郡」(『統日本紀』靈龜三年九月丙辰条、同十一月癸丑「改元詔」条)

・「多藝行宮」 (6・10三四題詞)

・「多藝乃野」 (6・10三五、第五句)

現地の地名「多藝乃野」に基づいて「當耆郡」という郡名にもなり、また天平十二年時の行宮名「多藝行宮」ともなっている。これらは、元來、普通名詞「タギ」(瀧・滝)に基づいているものである。即ち、その「タギ」の「名」を「負ふ」形で野の呼称となり(「多藝乃野」)、さらには広域の行政地名である郡名ともなっている(「當耆郡」)。よって厳密には、その「名」を「負は」しめている「瀧の瀨」ということになる。

この歌では、それを簡略に「名に負ふ瀧の瀨」と言っているのである。川の名は「田跡河」であり「タギ川」ではない。そこに「名に負ふ」ということを「養老」に持ってゆく考えも出て来るのである。金子元臣氏は「養老の名に負ふの略」(『評釈』)とし、武田祐吉氏も「養老の泉といふ名を有してゐる」(『全註釈』)と解し、『私注』はこれにより「養老泉と呼ばれて居たのであらう」とまで言い、『大系本』『全集本』『釈注』『全歌講義』もこうした流れで「養老という名にそむかない」などとしている。従いがたい。最近の注釈書類は「有名な」の意で解するものも少なくない。しかしながら、まず第一に地名としてのタギを念頭に置くべきである。この解釈は『萬葉集古義』以來、鴻巣盛廣氏『全釈』・新村出氏『総釈』・窪田氏『評釈』・佐佐木氏『評釈』・澤瀉氏『注釈』と受け継がれており、まずは通説であると理解してよい。

この大伴東人の詠歌を承けて、大伴家持は次のように詠出している。

大伴宿祢家持 作歌一首

田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上尔

(6・10三五、大伴家持)

（田跡河の瀧を清みか古ゆ宮仕けむ多藝の野の上に）

大伴家持が元正天皇（当時）の改元の勅に出る「多度山美泉」を知らないはずはないと考えられるが、「多度山的美泉」を歌にすることは無くて、「田跡河の瀧」を詠出している。これは、大伴東人の詠歌を承けての作歌であるからである。それは「瀧」だけではなくて、「古」の語が押さえられていることで明らかとなる。大伴東人の「古ゆ人の言ひ来る」という「古い人の變若つと云ふ水」だけであると、現地における単なる伝承ということに拡散してしまう可能性を含み持っているが、家持は「古ゆ宮仕けむ」とすることで、それが二十三年前の元正天皇の美濃行幸をさすことを明示し、この「多藝の野の上」での宮仕えの伝統を確認すると共に、それが「田跡河の瀧」が清らかであることに由来するものであると提示しているのである。さすがに「清みか」と「か」の語を出すことによって断定形式ではなく、柔らかに推測する形で示しているのは、「多度山美泉」のことを知っているからであろう。

五、美泉と瀧の齟齬

元正天皇の美濃行幸においては「多度山的美泉」とされ、大伴東人や大伴家持の詠歌においては「田跡河の瀧」「瀧の瀬」と表現されている。この齟齬について考えたい。

今一度、両者の表現に注目すると、元正天皇の改元における「當耆郡多度山美泉」は、「皮膚如滑」「痛處無不除愈」「飲浴」「白髪反黒」「類髪更生」「闇目如明」「自餘痼疾咸皆平愈」「養老改元」と示されており、また萬葉歌における「田跡河の瀧」は、「古い人の變若つと云ふ水」「清し」とあって、散文表現と倭歌表現という差が見られることは確か

であるが、基本概念として大きな齟齬があるわけではない。

ところが、その「多度・田跡」における現場が異なるのである。この「美泉」と「瀧」の齟齬は何に由来するものであろうか。

実は、「改元の勅」が発せられた同日、『続日本紀』に、

○癸丑、授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上、介正六位下藤原朝臣麻呂從五位下。

の記事がある。単なる行幸先の国司への行賞とは思われない。藤原麻呂は、藤氏四兄弟の一人（不比等第四子、京家）として著名であるので略し、笠朝臣麻呂について、人名辞典から引いておく。以下の引用は、『日本古代氏族人名辞典』がこの種のものの中ではその記述がよくまとまっているのでこれをベースとし、『日本古代人名辞典』の記事を《ヤマカギ》によって括る形で補入して示す。

笠朝臣麻呂 かさのあそんまろ 八世紀中頃の官人・歌人。沙弥満誓・笠沙弥・笠大夫にも作る。大宝四年（七〇四）正月、從五位下。慶雲三年（七〇六）七月、美濃守、和銅元年（七〇八）三月、美濃守再任《時に從五位上》、翌二年九月、《東海、東山道巡察使藤原朝臣房前の報告に基き》、国司としての業績を評価され、田十町、穀二百斛《衣一襲》を授かる。《同四・四月時從五位上より正五位上、同六・正、從四位下に昇叙し》、同七年閏二月には美濃守として吉蘇（木曾）路を開通させた功績により封戸七十戸、功田六町を賜わる。『令集解』考課令殊功異行条の古記説に、「殊功とは謂ふところは、笠大夫、伎蘇道を作りて封戸を増すの類なり」とあり、木曾路開通に伴う笠朝臣麻呂の功績は、当時の人々の記憶にのこる出来事であった。靈龜二年（七一一）六月、美濃守從四位下で、尾張守を兼任。養老元年（七一一）

十二月、元正天皇は美濃国に行幸し、当耆郡多度山（現在の岐阜県海津郡南濃町と三重県との境にある山）の美泉を嘉して、年号を養老と改元。その功により従四位下から従四位上に昇る。同三年七月（始めて按察使がおかれると）、美濃守として、尾張・三河・信濃の三国を管する按察使（あせち）となる。美濃守としての在任期間は、慶雲三年（七〇六）から養老三年（七一九）と、異例の長期にわたっている。養老四年（七一九）十月、右大弁となり、中央政界に復帰。翌五年五月、元明太上天皇の病氣を理由に出家入道を許され、満誓と号す。同七年二月、造筑紫観世音寺（福岡県太宰府市）別当となり、大宰府へ赴任。大宰府にあって、時の大宰帥大伴宿禰旅人を中心に、山上臣憶良・小野朝臣老らとともに筑紫歌壇を形成し、『万葉集』に短歌七首を残している（三一三九一、五一八二一ほか）《略》。《なお、三代実録》貞観八年（八六六）三月になって、観世音寺の寺家人清貞ら三人は、従五位下笠朝臣麻呂の五代の孫であると訴え出た。彼らは麻呂が天平年中（七二九―七四九）造寺使の頃に寺家の女赤須に生ませた子の子孫であると主張し、良民として筑後国竹野郡（福岡県浮羽郡田主丸町全域と吉井町の一部）に買付されている。《また、元慶三・九美濃、信濃両国界を定めるに当り、和銅七・閏二吉蘇路を通じ、封邑七十戸、田六町を賜わった麻呂の政績が参酌されている》。

右の記事の内「筑紫歌壇を形成し」とするのは、「筑紫歌壇の末席に連なり」程度のことであるが、他は『続日本紀』等の史料に基づいてのものであり、よくまとまっている。

この国守笠朝臣麻呂と国介藤原朝臣麻呂のコンビにより、元正天皇の

美濃国行幸は企画立案されたものに違いない。この美濃国行幸の際に、「美泉」賞美というサブライズを演出したのは、恐らく藤原麻呂であろう。勿論、咄嗟の思い付きというものではなく、事前に然るべく周到な準備をしたものに違いないが、天皇には内密に準備された企画であったのであろう。その下地として、古くより現地のみづが君が醴泉の水を朝廷に奉っていたという伝統があり、かつは後漢光武帝の時の事蹟（後漢書²⁵）及び『符瑞書²⁶』の記事を準備しての歓迎であったに違いない（これらは、「改元の詔」の中で引用されている²⁷）。

さて、その時の「多度山の美泉」が、往時のものとされている養老神社境内の「菊水泉」かどうかは判然としないが、その「菊水泉」のような、山から湧き出る泉をさしてのものに違はなく、瀑布としての「養老の滝」ではなく、ましてや田跡河の瀬でもない。湧泉としての「美泉」を汲んで供したに違いない。翌年二月の約十日間に及ぶ滞在時には、沸かして浴を供することもあったであろう。女帝への最高のもてなしであった。

こうした歓待は、二十三年後の聖武天皇においても同様のものであったことであろう。聖武天皇にとって、父文武天皇は二十五歳、祖父草壁皇子は二十八歳で亡くなるという薄幸の家系であったから、養老ということには通常の人とは異なる格別なる思いがあったに違いない（このことは元正女帝においても、草壁皇子の皇女であり、文武天皇の姉であって、同様の思いを抱いていたに違いない）。

ところが、随行した大伴東人や大伴家持にとっては、目前の多度川の清流こそが賞美すべきものであったのであり、従って歌詠の材となるものであった。一方、霊泉は彼ら内舎人にとっては遠い存在であった。「多度山の美泉」は一部のハイクラスの人にとっての霊泉であったので

あり、大伴東人や大伴家持にとつては歌詠対象となるものではなかったと考えられるのである。³⁰⁾これが、いわゆる宮廷歌人などと称される山部赤人、笠金村といった歌びとにおいて、披露の場が用意されての讃歌であったのであれば、詠い方もまた異なつて来よう。即ち、そうした場合には「多度山の美泉」が正面に据えられての長歌による讃美表現となるはずである。その意味で、大伴東人や大伴家持の歌は、歌詠の「場」が晴れの場とは異なる内舎人同士の小宴であつたということを改めて確認しなければならない。

六、おわりに

留意したいのは、
 古ゆへ人の言ひ来る老い人の變若つと云ふ水そ名に負ふ瀧の瀬

(6・10三四、大伴東人)

と歌にあることである。即ち、大伴東人においての認識は「老い人の變若つと云ふ水」が靈泉ではなくて「瀧の瀬」であつたのである。これは靈泉（多度山の美泉）というものについての認識が揺れていたということを示すものであろう。これを裏返すと、「多度山の美泉」そのものが、古い伝統に基づいた伝承ではなくて、藤原麻呂らによつて臨時的に案出されたものであり、元正天皇代に形成された新たな変若水説話であつたのである。この多度における変若水説話は湧泉に固定されたものではなくて、流動的な受容を許容し得る伝承内容であつたのであろう。そうしたところから、大伴東人は詠歌対象として多度川の清流に眼を向けたと言えよう。清流のもつ神聖性については指摘がある。³¹⁾

なお、いわゆる「養老説話」は『萬葉集』より後に形成されたもので

ある。このことについては川村悦磨氏の『萬葉集傳説歌考』³²⁾に詳しい。氏は「醴泉傳説より養老傳説へ」の項目を掲げて詳説している(一三〇〜一三八頁)。そこで川村氏は、『古今著聞集』、『十訓抄』、謡曲『養老』、『本朝故事因縁集』、『甲子夜話』、『本朝孝子傳』、『大日本史』(列傳第二十二)の諸本を提示している。

以上、元正天皇行幸における「多度山の美泉」と大伴東人や大伴家持の詠歌における「田跡河の瀧」「瀧の瀬」との齟齬について考えた。この両者はさし示す実態が異なつており、「多度山の美泉」は山から湧き出る清水(泉)であり、「田跡河の瀧」は流れる川の瀬の激湍をいうと考えられる。前者「多度山の美泉」は元正天皇美濃行幸に際して案出されたサブライズとしての「多度山の美泉」であり、この大瑞としての「美泉」から「養老」改元ともなり、変若水奉獻の新展開があつたものと理解される。一方、倭歌詠出においては、伝統ある川のタギチを詠んだものである。「河水清」も大瑞である。現地の風光は清明であつて、歌に詠むのに絶好であつたのである。大伴東人はこれに変若水の思いを加えて詠み、大伴家持はこれに宮仕えの歴史を重ねたのであつた。

注

- (1) 廣岡義隆「吾乃松原」について(『三重大学教育学部研究紀要』三一巻二号、一九八〇年三月)、『東海の万葉歌』(おうふう、二〇〇〇年七月)における廣岡担当による該当各項目。廣岡義隆「狭残行宮における大伴家持詠について」(『三重大学日本語学』一六号、二〇〇五年六月)。廣岡義隆「行宮作歌攷」(『三重大学日本語学』一八号、二〇〇七年六月)。廣岡義隆「関」歌の様相(『三重大学日本語学』一九号、二〇〇八年六月)。廣岡義隆「行幸宴歌の世界」(『三重大学日本語学』二〇号、二〇〇九年六月)。

- (2) 「多芸行宮」の位置については、養老町石畑の戸閉遺跡が想定されている。『養老町遺跡詳細分布調査報告書』（養老町教育委員会、二〇〇七年三月）において、「聖武天皇が養老に行幸した際に、最も養老の滝に近かったであろう遺跡である」とし、「官衙かあるいは寺院といった候補」と考えられており（執筆、中島和哉氏）、その後（二〇〇八年一月一日）、四日市市で開催された「聖武天皇東国行幸都市交流サミット」において中島和哉氏は、「戸閉遺跡を聖武天皇の宿泊地と考えたい」（同、冊子）としている。
- (3) 『職員令』（3）には「内舍人九十人」とある。
- (4) 嵐義人氏は、『古記』の成立に関する諸説を掲出した上で、原「古記」の成立を「天平九年十年の交、大和長岡・山田白金らが中心となり…下略…」としている（嵐義人氏「古記の成立と神祇合集解」、荊木美行氏編『令集解 私記の研究』汲古書院、一九七七年三月）。
- (5) データベース「行幸関連規定一覧」がある。ただし、『律』『令』『延喜式』に拠ったものであり、『古記』は拾われていない（天野三恵子氏・山中章氏編『文献史料に見る行幸史料集（抄）』『三重大史学』七号、二〇〇七年三月）。
- (6) 高松寿夫氏「聖武天皇の行幸と和歌」（高岡市万葉歴史館論集9『道の万葉集』笠間書院、二〇〇六年三月。同氏『上代和歌史の研究』所収）。なお、仁藤敦史氏にも古代の行幸について言及がある（同氏「古代の行幸と離宮」『条理制・古代都市研究』一九号、二〇〇三年十二月）。
- (7) 廣岡義隆「行宮作歌攷」（前出、注1に同じ）。小野寛氏も、一〇二九番歌についての言及であるが、「内舍人たちは内舍人たちで小宴を持ったのだろう」と指摘している（小野寛氏「聖武天皇関東行幸の時の歌八首」『駒澤國文』三八号、二〇〇一年二月）。
- (8) 通常、このように説明される（例えば日本古典文学大系本『萬葉集』3・三三三頭注、6・一〇三四頭注）。母音三角形におけるi母音とa母音の中間にe母音の調音位置があり、結合すると自ずと、その中間のe母音になるのである。
- (9) 古く、赤松景福氏の『讀萬葉集古義』（一九〇三年序。一九二八年一月、名著刊行会刊）は、鹿持雅澄の『萬葉集古義』の当該歌についての「ケル」の訓に対して、「クル」と訓むべきであると論じている。留意して良い。
- (10) 紀州本『萬葉集』が西本願寺本『萬葉集』もしくは西本願寺本『萬葉集』に極めて近い古写本を参照している可能性があることについては、言及したことがある（廣岡義隆『上代言語動態論』第五章、一五七頁。塙書房、二〇〇五年一月）。
- (11) 和田萃氏は、土風歌舞（九月戊申〈12〉条）や風俗雜伎（九月甲寅〈18〉条）の奏上に服属儀礼としての性格と政治的意図を指摘している（『養老改元』福永光司氏編『道教と東アジア』人文書院、一九八九年四月、同氏『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中所収、塙書房、一九九五年三月）。また、池田三枝子氏は、「唐を模倣し、律令制と不可分の政策である礼楽思想を採り入れ、その一環として歌舞整備をも推進した」のは藤原不比等であるとし、「不比等の死後、その事業は房前をはじめとする藤原四子に継承された」と指摘している（『風流侍従長田王考』『上代文学』六九号、一九九二年一月）。
- (12) ここに「覽」とあり、九月丙辰〈20〉条にも「覽多度山美泉」とある。研究会（大尾「付記」参照）席上、清水みき氏から、「温泉」について「観」とあるのと同じ発想ではないかという教示を得た。教示の通り、単に見るというのではなくて、呪能的效果を含めての表現と見てよい。著名な張衡の「温泉賦」に「遂適驪山觀温泉」とあり（『藝文類聚』卷九水部下「泉」条による）、『伊予國風土記』逸文「伊社迹波之岡」条にも「觀神井」とある。
- (13) 前出の和田萃氏は、この年の十二月二十八日が立春なることを指摘している（同氏、注11に同じ）。
- (14) 立春若水行事については、例えば『江家次第』に「供立春水事」（巻第一）の記事がある（『神道大系』朝儀祭祀編四、所収）。若水奉獻については、井上光貞氏・野村忠夫氏・早川万年氏の所説を引いて、簡単に言及したことがある（『聖水信仰』『萬葉の散歩みち』下、新典社、二〇〇八年七月）。井上光貞氏「カモ県主の研究」の「むすび」の3（『井上光貞著作集』第一

巻、岩波書店、一九八五年一月。論文初発、一九六二年九月）、野村忠夫氏「村国連氏と身毛君氏」（同氏『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年六月）、早川万年氏「元正天皇の美濃行幸をめぐって」（『岐阜県歴史資料館報』二〇号、一九九七年三月）。この野村忠夫論文よれば、この霊亀三年よりも前の「大化前代に牟婁都国の国造として」醴水献上が存していたとあり、それがこの行幸によって若水奉獻として定着して行ったということになる。後出の注24参照。なお、新谷秀夫氏の「月夜見の持てるをち水」小考「立春「供若水」行事との関連から」（関西学院大学『日本文藝研究』四三巻一、一九九一年四月）は、「をち水・若水」の基本的な考察になっていて、参考になる。

(15) 廣岡義隆「万葉における時の表現について——特に過去・現在・未来の表現について——」（森淳司博士古稀記念論集『萬葉の課題』翰林書房、一九九五年二月）。廣岡義隆「ひとむかし」（『萬葉の散歩みち』上、新典社、二〇〇八年七月）。

(16) 廣岡義隆「を・つ・をとめ」（はなわ新書『萬葉のこみち』塙書房、二〇〇五年一〇月）。なお、飯泉健司氏「を・つ」（近藤信義氏編『修辭論』おうふう、二〇〇八年一二月、所収）は、松前健氏「月と水」（松前健著『作集』第二巻所収。初出一九八三年四月）、中西進氏「交若水」（万葉集の文化コンテクスト14、『しにか』二巻五号一九九一年五月）、萩原秀三郎氏「若水」（東アジア民俗の旅10、『しにか』四巻一〇号一九九三年一月）等を引いている。これらは全て座右にあり、参看の上のことではあるが、今、深入りを避ける。

(17) 『萬葉集』における「垂水」(落下する瀑布)を何時から「滝」と言うようになったのであろうか。『古今和歌集』における「布留の滝」(5・二四八、8・三九六)の事例は、その実態がどちらのものなのか、明確ではない。『日本国語大辞典』(小学館、初版・第二版)が引く『うつほ物語』の例はその確かな早い例である。今、その第二版から引く。*宇津保(770-809頃)楼上下「山の高きより落つる滝の、からかさの柄さしたるやうにて岩の上に落ちかかりて」。

(18) 鉄野昌弘氏は使役で理解しない解釈を示している。同氏「古代のナをめぐって」（『萬葉集研究』二二集、一九九七年三月。同氏『大伴家持「歌日誌」論考』塙書房、所収。所収本二九六頁）。

(19) 坂本太郎氏・平野邦雄氏監修『日本古代氏族人名辞典』（吉川弘文館、一九九〇年一月、非署名記事）。

(20) 竹内理三氏・山田英雄氏・平野邦雄氏編『日本古代人名辞典』（吉川弘文館、一九九七年七月、非署名記事）。

(21) この古蘇路は信濃道のことであり、『萬葉集』東歌に、「信濃道者伊麻能波里美知可里婆祿尔安思布麻之牟奈久都波氣和我世」(14・三三九九)と詠まれている。

(22) 廣岡義隆「笠朝臣麻呂」（千華万葉）第一四二回、『金雀枝』二〇一〇年一月）。

(23) 聖武天皇の時には「多藝行宮」(6・一〇三四題詞)が造られているが、元正天皇代には行宮造営記事がない。これによって小野寛氏(前出、注7、二〇〇一年二月)は、「(元正天皇は)「不破行宮」から養老の美泉へ通われたようである」とし、廣川晶輝氏(同氏「聖武天皇東国行幸從駕歌論」『国文学言語と文芸』一一五号、一九九八年一月)も元正天皇の行宮として「不破行宮」を想定している。しかしこは、仁藤敦史氏の論法(同氏「古代の行幸と離宮」、前出注6に同じ、二〇〇三年二月)に基づいて、「當著郡」即ち「當著郡衙」等の現地の然るべき施設に宿されたものであるかと私は理解する。

(24) このムゲツ君が奉っていた醴泉の水が「多度山の美泉」の水であるという証拠はどこにもなく、むしろ北濃地域におけるムゲツ君の本貫地における醴泉の水と考えるのが順当であろう。笠麻呂や藤原麻呂は、「ムゲツ君の本貫地の醴泉」に白羽の矢を当てると、そのことによって必然的にムゲツ君の政治的影響力が増大することを勘案して、意図的に多度山の醴泉を案出したのではなかったか。ムゲツ君の本貫地について、野村忠夫氏は次のように言及する。「身毛君氏は北濃地域を基盤にする国造としての伝統的な地方豪族であった。北濃の地域は、大化の前代に牟婁都国とよばれていた。：

中略：つまり現在の美濃市・関市の平地部一帯が本拠地であったとみられる」(『岐阜県史』通史編古代、一九七一年三月、第二章第五節、一七六頁)。
また野村忠夫氏は、右の私の推考とは異なって、「この(当嗜郡の)醴泉と身毛君氏とのあいだに、なんらかの関連があったのではないか」(同書、第三章第六節、二八〇頁)と指摘している。このムゲツ君の本拠地・武義郡の郡衙跡は、最近、発掘により明らかとなってきている。即ち、弥勒寺跡と弥勒寺東遺跡(国史跡「弥勒寺官衙遺跡群」、岐阜県関市池尻)がそれである。当注の冒頭に「ムゲツ君の本貫地における醴泉の水」としたのは私の当初の単なる推考であるが、「弥勒寺跡」(ムゲツ君の氏寺)の西に位置する「弥勒寺西遺跡」には「井泉遺構が点在」しており、「まさに祭祀空間」であるとの指摘がある(以上、冊子『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群』関市教育委員会、二〇〇七年三月)。この『国指定史跡弥勒寺官衙遺跡群』には、八賀晋氏による講演記録が論考として掲載されており、右のことが確認出来ると共に、牟義都国造の支配範囲と、越前にまで及んだ交渉流域が示されている(八賀晋氏「大王家と身毛氏―弥勒寺官衙遺跡群の成立と背景―」同上、所収)。弥勒寺東遺跡及び弥勒寺西遺跡のことについては、和田萃氏も言及するところである(和田萃氏「出雲国造と変若水」『国立歴史民俗博物館研究報告』一一二集、二〇〇四年二月)。この武義郡衙跡(弥勒寺東遺跡)・氏寺(弥勒寺跡)・水辺祭祀遺跡(弥勒寺西遺跡)という一連の遺跡については最近、田中弘志氏による『律令体制を支えた地方官衙―弥勒寺遺跡群』(新泉社、二〇〇八年五月)が刊行され、詳細に跡付けられている。参照されたい。なお、「弥勒寺東遺跡―弥勒寺跡―弥勒寺西遺跡」は、いずれも長良川に沿う形で位置しているが、早川万年氏は、「多度神宮寺伽藍縁起并資材帳」に出る「縣主氏」を取り上げて、長良川を介しての中濃域と多度との人文的つながりを想定している(早川万年氏「元正天皇の美濃行幸をめぐる」前出、注14)。こうした武義郡地域(中濃域)と多度との積極的な連環があつたことなのか、そうではないのか、これは謎となつて今後に残された課題となる。

(25) 『後漢書』には、「是夏、京師醴泉涌出、飲之者固疾皆癒」(光武帝紀第一

下、中元元年条、中華書局校点本八二頁)とある。
(26) 『符瑞書』が瑞祥を記した本であるといふことはその書名から推測できるが、詳細は不明である。新日本古典文学大系本『続日本紀』の「養老改元の勅」条の脚注には、「旧唐書経籍志・新唐書芸文志に願野王符瑞圖十卷がみえるが、同書をさすかどうか未詳」とある。『舊唐書』には、「瑞應圖讚三卷、熊理撰」「祥瑞圖十卷」と共に「符瑞圖十卷、願野王撰」の名があり(経籍志第二十七、中華書局校点本二〇三四頁)、『新唐書』には、「侯置祥瑞圖八卷」「孫柔之瑞應圖記三卷」「熊理瑞應圖讚三卷」「祥瑞圖十卷」と共に「願野王符瑞圖十卷」の名が見える(芸文志第四十九、中華書局校点本一五三五頁)。

(27) 野村忠夫氏は、「おそらくこの美濃国当耆郡の醴泉行幸が、在地において、豪腕の良吏笠朝臣麻呂と、介であつた藤原朝臣麻呂とが協議し、政府首班不比等の意図と結びついて行われたことである。：中略：藤原氏の地歩を強固にしようとする意図が読みとられるのである」(『岐阜市史』通史編原始・古代・中世、第七章第二節、二四四―二四五頁。一九八〇年三月)、同氏「美濃守笠朝臣麻呂は、介の藤原朝臣麻呂と合議し、管下にある当耆郡の醴泉への行幸を上奏したとみられる」(野村忠夫氏「美濃守としての笠朝臣麻呂」『岐阜県史』六九号、一九七九年三月、改訂所収「古代貴族と地方豪族」吉川弘文館、一九八九年一〇月。但し、引用箇所はほぼ同文)とすばり指摘し、その後石川千恵子氏も同一の言及をし(同氏「東国」行幸の一考察―元正女帝と醴泉によせて―『日本歴史』四七六号、一九八八年一月)、和田萃氏も「美濃国行幸から養老改元までを演出したのは、藤原不比等とその子の房前・麻呂、そして美濃国守であつた笠朝臣麻呂であろう。：中略：多度山の醴泉が変若水とも観念されていた事実と密接に関わっている」云々と指摘している(同氏「養老改元」、注11に同じ)。丹羽晃子氏の論は、その背景に神仙思想を見るものであるが、この行幸演出については、右と同様の指摘をしている(『続日本紀』養老改元記事における「白髪黒に反り」の表現について―泉の「をち水」と神仙思想―戸谷高明氏編『古代文学の思想と表現』新泉社、二〇〇〇年一月)。

- (28) 前記和田萃氏は、「養老神社境内の菊水泉とすべきである」としている（同氏「養老改元」、注11に同じ）。このことは同氏のその後の「出雲国造と斐若水」（前出、注24に同じ）においても同様である。古く、阿部榮之助氏は、『岐阜縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第二回（岐阜縣、一九二五年六月）の中で、その地籍を「養老郡養老村大字白石字菊水一八八ノ一」とし（現表示は、岐阜県養老郡養老町養老公園）、「これ養老泉にして養老瀧に非ず。この泉は今の養老神社の境内なる所謂菊水泉なり」としている（「元正天皇養老行幸遺蹟」。また、『養老郡志』においても、「古来史籍には靈泉を瀑布の如く記せども其記事及地勢より察すれば眞の靈泉は此の菊水なるべきか」としている（一九二五年五月、八六三頁）。対して、国学者田中大秀には『養老美泉弁』（中田武司氏編『田中大秀』第三卷「寺社考・記録」勉誠出版、二〇〇一年三月、所収）がある。この中で、大秀は「なま／＼の物しり人は菊水といふ泉を古の美泉として碑なとこと／＼しく建たればまどはで来し人も碑に欺かれ／＼の村人も夫よきこと／＼思へるそ心くるしき」として（同第六）、「多度山の美泉」とは養老の滝（瀑布）のことであるとしている。中田武司氏には「養老美泉弁の草稿本について」（『専修人文論集』六八〜六九号、二〇〇一年三月〜同年一月）がある。
- (29) 和田萃氏は『統日本紀』記事における「曳常泉」を「多度山の美泉と同じであるかもしれない…中略…強ち無理な想定ではない」（前出注11に同じ）とすが、『統日本紀』によれば、美濃国当伎郡の到着滞在が十一月二十六日から月末の二十九日までの四日間となり、不破郡不破頓宮の到着滞在が翌十二月一日から五日までの五日間となり、この不破頓宮滞在中の十二月二日に「宮処寺と曳常泉とに幸したまふ」とあるのであり、無理な結論と言えよう。『岐阜県史』で野村忠夫氏は垂井町垂井にある垂井の泉が曳常の泉であるとし、不破頓宮を垂井町宮代の地としている（通史編古代、前出注24、第三章第二節、二三五頁）。聖武天皇の四日間に及ぶ十一月二十六日から二十九日までの当伎郡滞在が「多度山美泉」を賞でたものと理解され、『萬葉集』に見られる大伴東人と大伴家持の詠歌はこの時のものと考えられる。
- (30) 和田萃氏は『萬葉集』に見られる「田跡河の瀧」を「養老の瀧」と認定し、

- 「東人や家持の誤解」であるとしている（前出注11に同じ）。
- (31) 真下厚氏に「水の聖地と景物」（『立命館文学』四八三・四八四合併号、一九八五年一〇月、同氏『万葉歌生成論』改稿所収「水の聖地の「上」」、三弥井書店、二〇〇四年）がある。また、穂積裕昌氏に『城之越遺蹟』（三重県埋蔵文化財センター、一九九二年三月）。『城之越遺蹟（2次）発掘調査報告』（上野市教育委員会、一九九八年三月）。『六次A遺蹟発掘調査報告（木製品編）』（三重県埋蔵文化財センター、二〇〇〇年三月）。『六次A遺蹟発掘調査報告』（三重県埋蔵文化財センター、二〇〇二年三月）がある。別に、『水辺の祭祀』（日本考古学協会三重県実行委員会、一九九六年一月）及び廣岡義隆「聖水信仰」（『萬葉の散歩みち』下巻、新典社、二〇〇八年七月）がある。

- (32) 川村悦磨氏『萬葉集傳説歌考』（甲子社書房、一九二七年一月）。
- (33) 『延喜式』に、「…醴泉（美泉也、其味美甘、状如醴酒）。…河水清。…右、大瑞。」（卷二十一、治部式「祥瑞」1「大瑞」条）とある。

付記

当稿の初案は、二〇〇八年一〇月一六日（木）に開催された本学の伊勢湾熊野研究会において、話したものである。その席で、尾西康充・清水みき（本学非常勤講師）・山田雄司・山中章の各氏から有益な教示を頂戴した。またその後、田中弘志氏（関市文化財保護センター）からも教示を得た。記して謝意を表する次第である。

なお、三重大学大学院人文社会科学部研究科の地域交流誌『トリオ』（TRIO）十一号（二〇一〇年三月刊）における特集1「天平十二年の聖武行幸」において、斎宮歴史博物館の榎村寛之氏（日本古代史）、本学の山中章氏（日本考古学）と私による鼎談をしており、関わる箇所がある。参照されたい。この機関誌は、三重大学人文学部ホームページの「TRIO」欄において、創刊以来の記事がPDF形式で掲載されており、この鼎談記事も遠からず掲載されるはずである。

加うるに当稿は、本年三月に刊行の小著『行幸宴歌論』（和泉書院）に再編所収の予定であり、同著には右の鼎談記録の無削除版をトリオ編集委員会の了解の下に収めることとなっている。